

彦根市の財政



令和6年(2024年)11月

◎ 表紙掲載のイラストは、今秋・冬に彦根市で開催されるイベント等を掲載した、観光イベント情報誌「ひこトラベにゃー」の表紙になります。

彦根市公報号外第 4 号

彦根市告示第 223 号

彦根市財政事情の作成および公表に関する条例(昭和 23 年彦根市条例第 14 号)第 2 条および地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 40 条の 2 の規定により、本市の財政事情をここに公表する。

令和 6 年 11 月 29 日

彦根市長 和 田 裕 行

ま え が き

この財政事情は、市民の皆さんに市財政の状況を広く知っていただくために、毎年５月と１１月に公表しているものです。

今回は、令和６年（２０２４年）９月３０日現在の財政事情と、令和５年度（２０２３年度）の決算の概要についてお知らせします。

この公表を通じて、市民の皆さんに本市の財政事情についての深いご理解と、市政へのより一層のご協力をいただきますようお願いします。

令和６年（２０２４年）９月３０日現在

人 口	１１１，０３０人
世 帯 数	５１，４３６世帯
面 積	１９６．８７ｋ㎡

一 般 会 計 の 概 要

令和6年度の市政の運営に当たっては、「彦根市総合計画基本構想」におけるコンセプトである「歴史と文化を紡ぎ、未来を創造する、市民一人ひとりが輝くまち彦根」を掲げ、その実現に向けて、4つの「政策の方向性」と「政策推進のための取組」、合わせて5本柱で計画を推進していくこととしています。

令和6年9月末現在の財政規模は、一般会計504億584万円、特別会計212億5,309万2千円で、その主な事業は、次のとおりです。

- (1)「人権・多文化共生」、「健康・福祉・医療・生涯学習」の分野につきましては、人権が尊重されるまちの実現に向け、令和6年3月改定予定の「人権施策基本方針」に基づき、人権施策の総合的な展開を図ります。また、自殺対策につきましては、彦根市いのち支える自殺対策計画に基づき、誰もが自殺に追い込まれない社会の実現に向けて、全庁的な取組を進めます。
- (2)「子育て・次世代育成・教育」の分野では、子どもの医療費助成制度では、小学校6年生までの通院医療費の助成および中学校3年生までの入院医療費の助成について、それぞれ高校生世代まで対象を拡大して実施いたします。また、乳幼児およびその保護者が相互に、子育ての相談、情報の提供などが受けられる場所として、子どもセンターをはじめとする市内4か所に地域子育て支援センターを開設し、在宅乳幼児とその保護者への支援を行うことで、地域における子育て支援の充実を図ります。学校給食につきましては、学校給食費食材価格高騰対策事業を実施し、物価高騰による給食物資の価格上昇分を保護者負担に転嫁しない取組を進めます。
- (3)「歴史・伝統・文化」、「観光・スポーツ」、「産業」の分野では、春・秋の文化祭や美術展覧会の開催、市民文芸作品の募集のほか、引き続き小中学生を対象とした俳句・短歌等の文芸作品の募集を行うなど、日本の文化に触れる機会を提供いたします。また、彦根シティマラソン等スポーツイベントを開催し、引き続き、トップアスリートを激励し、市民のスポーツ意欲の向上やスポーツの推進を図ります。魅力ある観光都市への取組としましては、引き続き、市域の観光事業を総合的に推進する公益社団法人彦根観光協会を支援するなど、誘客や宣伝について展開するほか、彦根城の世界遺産登録に向けてインバウンドへの対応を行います。
- (4)「環境形成」、「都市基盤」、「安全・安心」の分野では、老朽化の進んだ焼却炉を新ごみ処理施設稼働まで維持するため大規模修繕を、令和4年度からの3か年計画で行うほか、3t塵芥車の更新整備を行います。衛生処理場、粗大ごみ処理場についても、定期整備工事を計画的に実施し、安定的な処理ができるよう努めます。また、国スポ・障スポ主会場の周辺整備の一環として、松原町大黒前鴨ノ巣線や大黒川等の整備を進めます。さらに、災害時において、市民の皆さんへ迅速かつ正確な情報伝達を行うため、同報系屋外放送設備を市内13か所に整備するとともに、市防災行政無線の更新に向けた取組を進めます。

また、令和5年度の決算は、一般会計において、歳入540億7,446万2千円、歳

出516億9,556万4千円、特別会計においては、歳入209億2,978万5千円、歳出208億1,270万3千円となりました。翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は、一般会計で22億5,371万6千円の黒字となり、また、特別会計全体でも、1億157万2千円の黒字決算となりました。令和5年度で実施しました主な事業は、次のとおりです。

- (1)「人権・多文化共生」、「健康・福祉・医療・生涯学習」の分野につきましては、ひこね障害者まちづくりプラン（障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画）について、令和6年度以降の次期計画を策定しました。また、がん治療の副作用に伴う外見（アピアランス）変化を補い、社会参加の促進と療養生活の質の維持向上を目的としてウィッグ、乳房補整具等購入費の助成を行いました。
- (2)「子育て・次世代育成・教育」の分野では、平成30年度から実施してきた小学校3年生までの通院医療費助成について、令和5年4月診療分から小学校6年生まで対象を拡大しました。また、世界的に食糧価格が高騰している中、保護者が負担する学校給食費では賄うことができない給食食材の値上がり分を公費で負担し、給食の安定供給と保護者負担の軽減を図りました。
- (3)「歴史・伝統・文化」、「観光・スポーツ」、「産業」の分野では、スポーツと文化がつながる新しい市民交流の拠点であるプロシードアリーナHIKONE（彦根市スポーツ・文化交流センター）について、駐車場等の外構工事を実施しました。また、彦根城の世界遺産登録の実現に向けて、ユネスコの事前評価の対応を行うとともに、情報発信・啓発活動を行いました。
- (4)「環境形成」、「都市基盤」、「安全・安心」の分野では、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会主会場の周辺整備を行いました。また、高機能指令システムが運用開始から7年目となり、現在の正常運用を維持するため、自動出動指定装置、地図等検索装置および指令情報出力装置等について一部の機器を更新しました。

さて、最近の日本の景気は雇用所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されております。

しかしながら、本市におきましては、過去に実施した大型建設事業による巨額の負債を抱えていることから、これを返済しつつ行財政運営をしていくことが我々に与えられた使命となっており、厳しい状況は今後も続いています。

こうした厳しい状況ではありますが、財政状況を改善するべく、ふるさと納税の増加につながる取組の強化など更なる自主財源の確保に取り組み、また、現在進行中の事業についても、しっかりと精査していくとともに、必要に応じて計画の見直しなども検討し、施策の推進に取り組んでいきたいと考えています。

令和 6 年度予算執行状況

(令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 9 月 3 0 日まで)

一般会計

(単位：千円)

歳 入			歳 出		
予 算 科 目	予算現額	収入済額	予 算 科 目	予算現額	支出済額
市 税	17, 827, 579	11, 870, 147	議 会 費	305, 635	156, 820
地 方 譲 与 税	295, 000	75, 152	総 務 費	4, 432, 052	1, 922, 176
利 子 割 交 付 金	9, 000	3, 013	民 生 費	18, 941, 772	8, 085, 331
配 当 割 交 付 金	65, 000	24, 593	衛 生 費	6, 924, 146	2, 404, 072
株式等譲渡所得割 交 付 金	71, 000	0	労 働 費	20, 326	12, 774
法人事業税交付金	295, 000	179, 411	農 林 水 産 業 費	771, 977	164, 137
地方消費税交付金	2, 500, 000	1, 579, 411	商 工 費	1, 198, 867	387, 240
ゴルフ場利用税 交 付 金	9, 000	3, 591	土 木 費	5, 224, 123	2, 040, 378
環境性能割交付金	33, 000	13, 822	消 防 費	1, 787, 386	719, 050
地方特例交付金	662, 574	634, 833	教 育 費	6, 104, 223	2, 415, 702
地 方 交 付 税	5, 270, 309	3, 552, 073	公 債 費	4, 649, 309	2, 266, 929
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	10, 292	4, 378	予 備 費	46, 024	0
分担金及び負担金	415, 553	175, 109			
使用料及び手数料	1, 264, 495	511, 188			
国 庫 支 出 金	9, 155, 858	2, 433, 461			
県 支 出 金	3, 590, 374	295, 991			
財 産 収 入	180, 362	44, 219			
寄 附 金	1, 101, 541	284, 232			
繰 入 金	3, 031, 580	0			
繰 越 金	175, 182	2, 378, 898			
諸 収 入	1, 670, 742	562, 747			
市 債	2, 772, 399	0			
歳 入 合 計	50, 405, 840	24, 626, 269	歳 出 合 計	50, 405, 840	20, 574, 609

特別会計

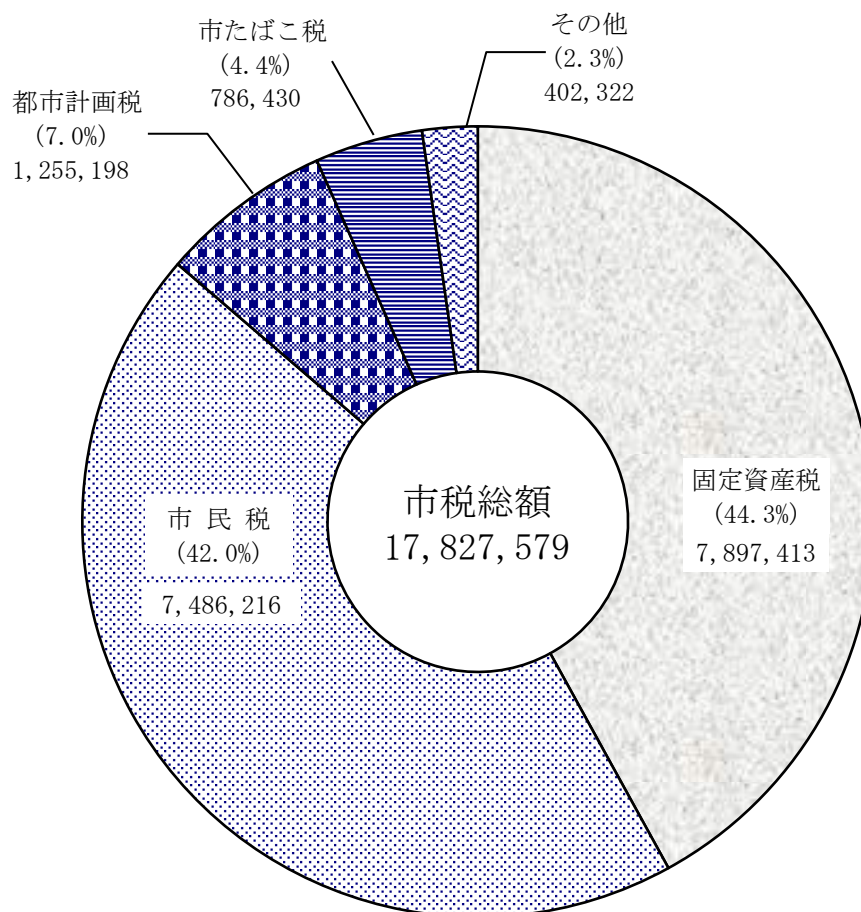
(単位：千円)

会 計 名	予算現額	収入済額	支出済額
国 民 健 康 保 険 事 業	9,881,724	3,261,601	3,480,661
休 日 急 病 診 療 所 事 業	84,635	35,018	17,951
農 業 集 落 排 水 事 業	233,082	49,582	90,395
介 護 保 険 事 業	9,442,619	3,837,804	3,910,958
後 期 高 齢 者 医 療 事 業	1,611,032	576,996	683,406
計	21,253,092	7,761,001	8,183,371

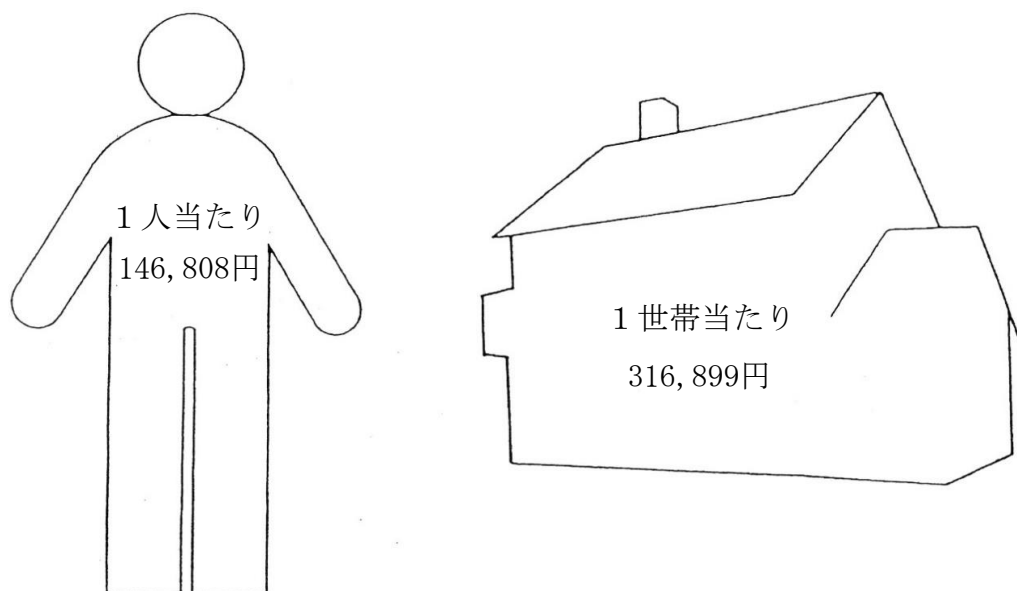
(令和6年9月30日現計予算額)

市税予算額 (税目別割合)

(単位：千円)

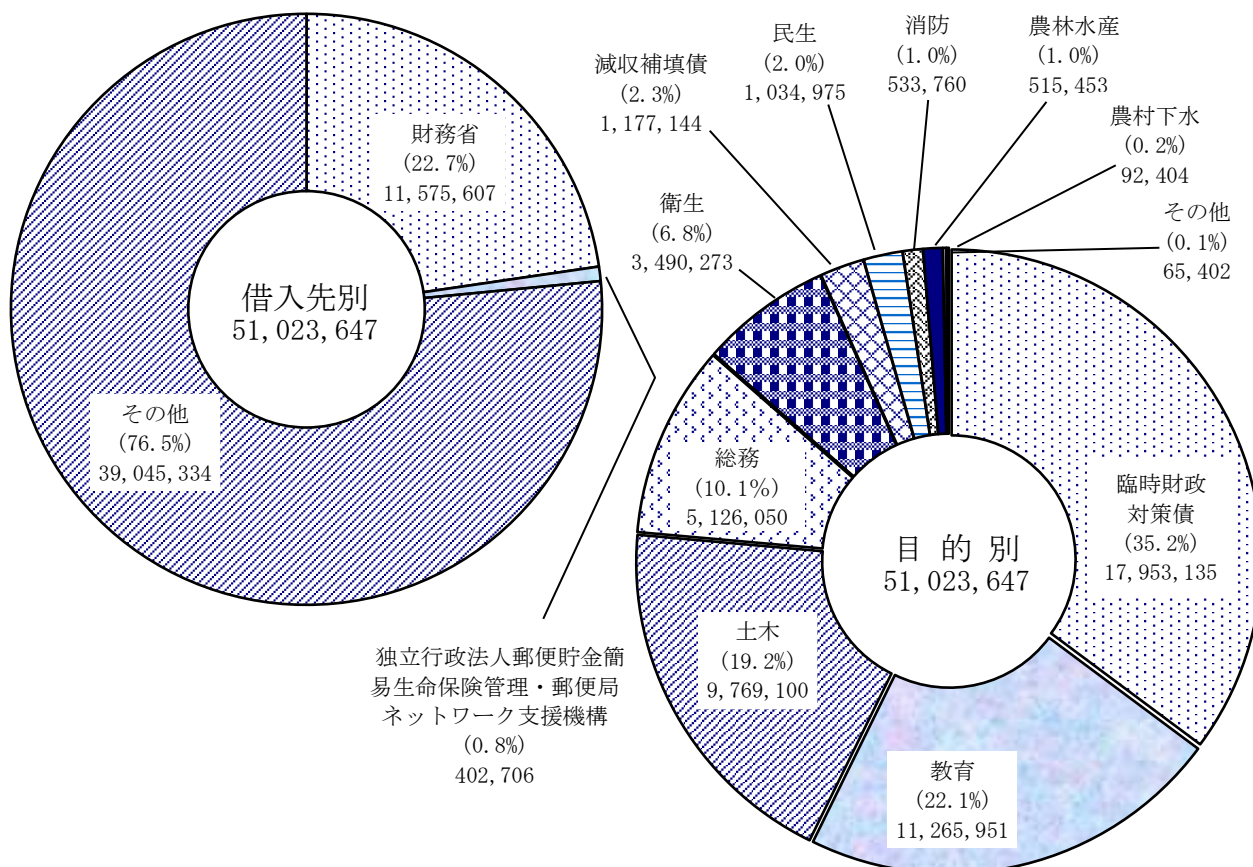


市税の負担状況（注：法人市民税を除く。）

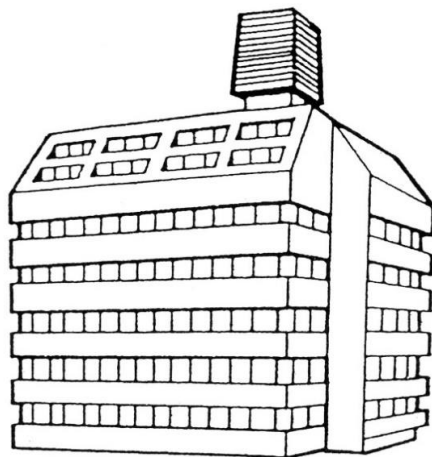


市債の状況（特別会計を含みます。）

（単位：千円）



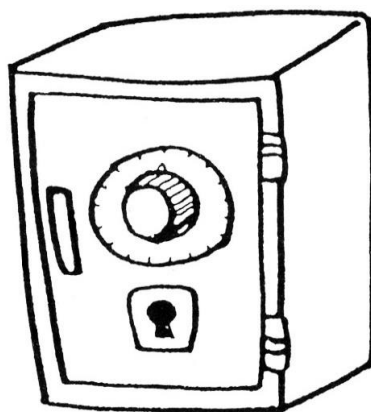
市有財産の状況（令和6年9月30日現在）



建 物 3 7 3, 5 7 6 m²



土 地 4, 1 5 3, 2 6 5 m²



基 金 等 9, 8 4 5, 0 9 6 千円

令和5年度決算の状況

一般会計

(単位：千円)

歳 入			歳 出		
予 算 科 目	予算現額	収入済額	予 算 科 目	予算現額	支出済額
市 税	18,386,260	19,202,176	議 会 費	293,475	288,993
地 方 譲 与 税	287,010	298,335	総 務 費	6,454,108	6,220,757
利 子 割 交 付 金	20,000	7,605	民 生 費	18,758,686	17,933,549
配 当 割 交 付 金	55,000	108,719	衛 生 費	7,714,872	7,566,580
株式等譲渡所得割 交 付 金	82,000	119,359	労 働 費	22,877	22,087
法人事業税交付金	247,000	322,850	農 林 水 産 業 費	804,858	747,678
地方消費税交付金	2,253,000	2,679,420	商 工 費	1,101,229	1,082,094
ゴルフ場利用税 交 付 金	6,000	9,057	土 木 費	6,305,058	5,597,817
環境性能割交付金	44,000	52,531	消 防 費	1,826,406	1,775,543
地方特例交付金	137,464	140,042	教 育 費	6,582,255	6,239,099
地 方 交 付 税	5,840,484	6,121,526	公 債 費	4,221,853	4,221,367
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	12,187	9,252	予 備 費	27,433	0
分担金及び負担金	379,044	382,776			
使用料及び手数料	1,168,238	1,150,528			
国 庫 支 出 金	10,237,987	9,404,196			
県 支 出 金	3,498,924	3,393,092			
財 産 収 入	115,922	104,213			
寄 附 金	1,133,673	1,110,027			
繰 入 金	1,993,392	1,979,076			
繰 越 金	2,486,797	2,486,797			
諸 収 入	1,610,780	1,603,925			
市 債	4,113,761	3,384,561			
自 動 車 取 得 税 交 付 金	4,187	4,399			
歳 入 合 計	54,113,110	54,074,462	歳 出 合 計	54,113,110	51,695,564

令和6年度へ繰り越した額 2,378,898千円

財源繰越 125,182千円

実質収支 2,253,716千円

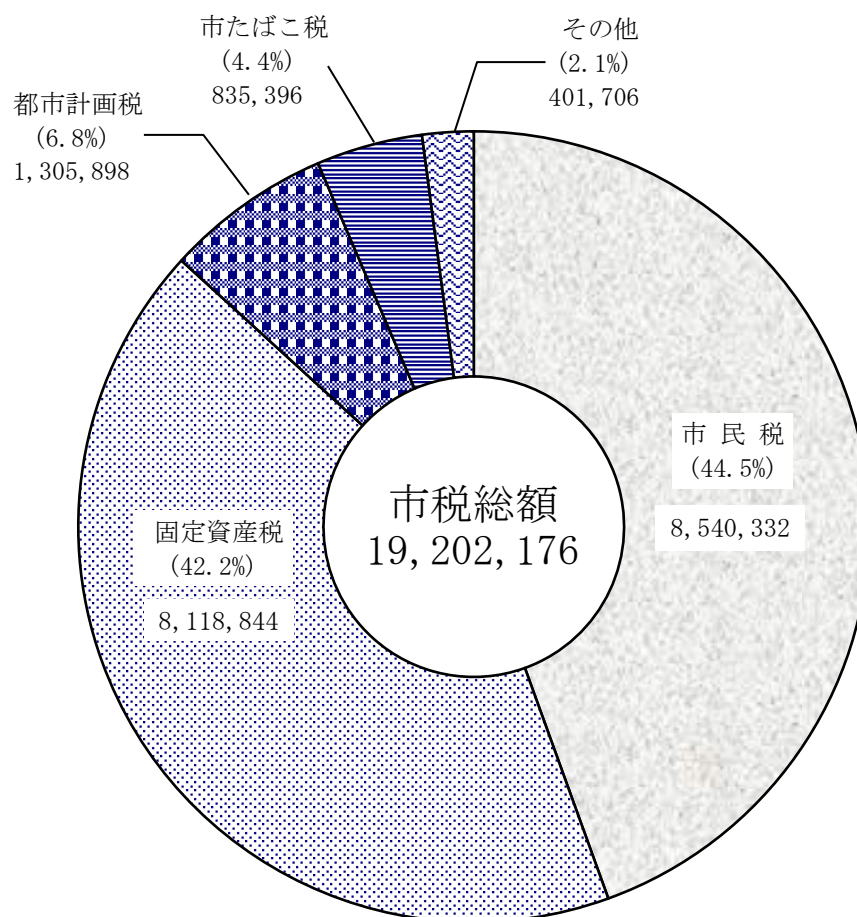
特別会計

(単位：千円)

会 計 名	予算現額	収入済額	支出済額
国 民 健 康 保 険 事 業	10,018,060	9,955,787	9,916,256
休 日 急 病 診 療 所 事 業	98,351	107,938	84,878
農 業 集 落 排 水 事 業	294,771	292,350	276,840
介 護 保 険 事 業	9,321,765	9,118,202	9,105,758
後 期 高 齢 者 医 療 事 業	1,508,022	1,455,508	1,428,971
計	21,240,969	20,929,785	20,812,703

市税収入額税目別割合

(単位：千円)



彦根市病院事業業務状況

(令和6年4月1日から令和6年9月30日まで)

1 事業の状況

(1) 総括事項

本院は、湖東保健医療圏唯一の公立病院、また地域の中核病院として、急性期医療のほか救急医療や小児医療などの不採算部門を担っており、地域に貢献できる病院であり続けるため、持続可能な経営基盤の確立に努めているところです。

患者数を前年度と比較すると、入院患者数は3,054人減少、外来患者数は2,082人減少となりました。また、上半期の診療収益は前年度と比較して約2億7千万円の減収となりました。

人口減少・少子高齢化による医療需要の変化や医療の高度化、働き方改革およびデジタル技術の活用等、病院を取り巻く環境が変化する中、今後も本院が当圏域の中核病院として地域医療の根幹を支え続けるため、持続可能な病院経営に取り組んでまいります。

(2) 業務の状況

受診者の状況

区分 月	入 院		外 来		合 計		診 療 収 益	
	令和6	令和5	令和6	令和5	令和6	令和5	令和6	令和5
	人	人	人	人	人	人	千円	千円
4	9,776	9,329	16,896	16,630	26,672	25,959	1,039,650	1,022,024
5	9,893	9,590	16,962	17,028	26,855	26,618	1,012,086	1,004,828
6	9,033	9,762	16,217	17,610	25,250	27,372	993,829	1,135,955
7	9,498	10,380	17,910	17,015	27,408	27,395	1,095,126	1,109,693
8	9,765	10,716	16,758	18,001	26,523	28,717	1,002,577	1,117,785
9	8,882	10,124	16,210	16,751	25,092	26,875	1,000,215	1,022,607
計	56,847	59,901	100,953	103,035	157,800	162,936	6,143,483	6,412,892
1日平均	310.6	327.3	814.1	830.9	—	—	33,571	35,043

*入院は、毎日24時現在の在院患者数に当日の退院患者数を加えたものです。

2 経理の状況（令和6年4月1日から令和6年9月30日まで）

（1） 予算執行状況

（単位：千円）

科 目	予 算 額	執 行 済 額
医 業 収 益	13,137,497	6,143,483
医 業 外 収 益	673,519	308,334
特 別 利 益	0	0
収 益 合 計	13,811,016	6,451,817
医 業 費 用	13,790,964	5,757,443
医 業 外 費 用	619,937	76,961
特 別 損 失	0	0
費 用 合 計	14,410,901	5,834,404
資 本 的 収 入	2,619,464	344,249
資 本 的 支 出	3,112,375	577,423

（2） 企業債および一時借入金

ア 企業債明細書

（単位：千円）

種 類	借入先	件数	借入総額	償還済額	償還未済額
病院移転新築事業	財務省	6	8,103,400	5,645,868	2,457,532
〃	地方公共団体金融機構	2	4,783,100	3,412,289	1,370,811
〃	独立行政法人郵便貯金 簡易生命保険管理・郵便局 ネットワーク支援機構	1	2,421,300	1,571,420	849,880
医療情報センター 整備事業	財務省	1	69,400	44,748	24,652
〃	地方公共団体金融機構	1	122,500	78,843	43,657
医療機器整備事業	市中金融機関	8	1,635,900	332,964	1,302,936
〃	地方公共団体金融機構	2	511,900	421,190	90,710
〃	滋賀県市町村振興協会	1	338,200	295,918	42,282
施設設備更新事業	地方公共団体金融機構	25	711,100	30,438	680,662
計		47	18,696,800	11,833,678	6,863,122

イ 一時借入金明細書

なし

3 決算の状況（令和5年度）

（１）収支の状況

（単位：千円）

科 目	予 算 額	決 算 額
医 業 収 益	12,640,754	12,452,014
医 業 外 収 益	1,180,542	979,311
特 別 利 益	0	0
収 益 合 計	13,821,296	13,431,325
医 業 費 用	13,991,048	13,173,383
医 業 外 費 用	540,763	523,978
特 別 損 失	0	0
費 用 合 計	14,531,811	13,697,361
資 本 的 収 入	1,864,435	1,796,063
資 本 的 支 出	2,284,189	2,216,169

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額420,107千円は、過年度分損益勘定留保資金418,526千円と当年度分消費税および地方消費税資本的収支調整額1,581千円で補填しました。

（２）財産の状況

（単位：千円、％）

	項 目	金 額	構 成 比
資 産	固 定 資 産	11,836,276	60.7
	流 動 資 産	7,877,175	39.3
	計	19,713,451	100.0
負 債 ・ 資 本	固 定 負 債	8,729,562	45.5
	流 動 負 債	2,944,605	14.2
	繰 延 収 益	711,517	3.9
	資 本 金	16,799,558	84.8
	剰 余 金	△ 9,471,791	△48.4
	計	19,713,451	100.0

彦根市水道事業業務状況

(令和6年4月1日から令和6年9月30日まで)

1 事業の状況

(1) 総括事項

本年度の上半期事業としましては、安全で良質な水道水の安定供給を図るため、大藪浄水場自家発電設備建築工事(自家発電機棟築造工事)、大藪浄水場自家発電設備更新工事(自家発電設備改修工事)および東沼波水源系監視制御設備ほか改修工事を進めるとともに、災害に強い施設づくりを推進するため、公共下水道事業にあわせた配水管の布設替えや老朽化した配水管の更新による管路の耐震化に取り組みました。

経営面におきましては、使用水量、給水収益ともに前年度上半期と比較して同程度を維持しておりますが、年々減少傾向にあります。また、老朽施設や管路の更新も必要なことから厳しい経営環境の中ではありますが、「彦根市水道事業第3期中期経営計画(経営戦略)」(平成29年度～令和8年度)に基づき、より質の高い給水サービスの提供と健全経営の持続に努めています。

(2) 業務の状況

区 分		令和6年3月31日現在	令和6年9月30日現在	本期増減数
給 水 戸 数		53,235 戸	53,776 戸	541 戸
内 訳	13 mm	43,958	44,443	485
	20 mm	6,876	6,915	39
	25 mm	960	955	△ 5
	40 mm	809	822	13
	50 mm	414	411	△ 3
	75 mm	94	95	1
	100 mm	9	9	0
	125 mm	1	1	0
	150 mm	3	2	△ 1
	200 mm以上	1	1	0
	公衆浴場用	0	0	0
	臨 時 用	110	122	12
給 水 人 口		110,622 人	110,810 人	188 人
配水量(1日平均)		39,162 m ³	39,830 m ³	668 m ³
消火栓設置数		2,274 個	2,276 個	2 個

2 経理の状況

(1) 予算執行状況

(単位：千円)

科 目	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	地方公営企業法第26条の規定による繰越額、財源充当(相当)額	予算(相当)額合計	予算執行額
		流用増減額				
営 業 収 益	1,983,192				1,983,192	959,863
営 業 外 収 益	343,836				343,836	6,647
特 別 利 益	400				400	116
収 益 合 計	2,327,428	0	0	0	2,327,428	966,626
営 業 費 用	2,077,364	△ 535			2,076,829	660,219
営 業 外 費 用	88,473				88,473	33,149
特 別 損 失	2,400	535			2,935	2,935
予 備 費	4,000				4,000	0
費 用 合 計	2,172,237	0	0	0	2,172,237	696,303
資 本 的 収 入	692,498			488,130	1,180,628	66,724
資 本 的 支 出	1,941,681			802,785	2,744,466	1,598,678

予算において、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、当年度分消費税および地方消費税資本的

収支調整額、減債積立金取崩額、過年度分損益勘定留保資金および当年度分損益勘定留保資金で補填します。

(2) 企業債および一時借入金

ア 企業債明細書

(単位：千円)

種 類	借 入 先	件数	借入総額	償還済額	未償還額
建設事業費	財務省	21 件	4,734,300	3,226,962	1,507,338
〃	地方公共団体 金融機構	40 件	5,937,000	2,742,747	3,194,253
〃	市中銀行等	7 件	673,400	0	673,400
	計	68 件	11,344,700	5,969,709	5,374,991

イ 一時借入金

な し

3 決算の状況（令和5年度）

（1）収支の状況

（単位：千円）

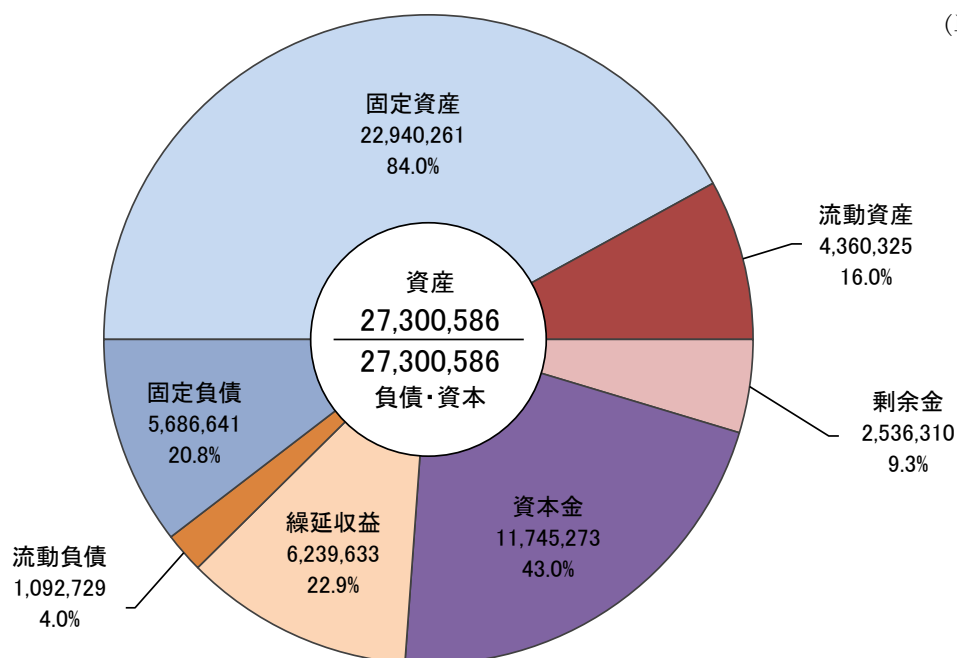
科 目	当初予算額	補正予算額 流用増減額	予備費支出額	地方公営企業法第26条 の規定による繰越額、 財源充当(相当)額	予算(相当)額 合計	決 算 額
営 業 収 益	1,996,774	12,567			2,009,341	1,993,391
営 業 外 収 益	336,645				336,645	335,755
特 別 利 益	400				400	2,998
収 益 合 計	2,333,819	12,567	0	0	2,346,386	2,332,144
営 業 費 用	2,089,316	△ 81,283 △ 148			2,007,885	1,912,406
営 業 外 費 用	105,770	52,569 148			158,487	158,487
特 別 損 失	2,400				2,400	2,307
予 備 費	4,000				4,000	0
費 用 合 計	2,201,486	△ 28,714	0	0	2,172,772	2,073,200
資 本 的 収 入	771,721	△ 83,298		280,681	969,104	392,510
資 本 的 支 出	1,933,151	△ 294,285		553,764	2,192,630	1,293,302

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額900,792千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額47,739千円、減債積立金取崩額200,000千円および過年度分損益勘定留保資金653,053千円で補填しました。

収益合計額2,332,144千円(税込)から費用合計額2,073,200千円(税込)を差し引いた令和5年度の純利益は、258,944千円(税込)(税抜で207,115千円)でした。

（2）財産の状況

（単位：千円）



彦根市下水道事業業務状況

(令和6年4月1日から令和6年9月30日まで)

1 事業の状況

(1) 総括事項

本年度上半期の事業としましては、前年度に引き続き、琵琶湖流域下水道関連公共下水道事業の建設を促進し、未普及整備地域の解消に取り組んでおり、市街化区域で未整備となっている高宮町や正法寺町、野田山町に加え極楽寺町において管渠整備に取り組みました。

また、令和6年度と7年度の2ヵ年をかけ、新たに「彦根市公共下水道事業・第7期経営計画（経営戦略）」の策定に取り組んでおり、それにあわせて、下水道使用料の改定についても具体的な検討を進めているところです。

今後も計画的な下水道事業の推進に努めることはもちろん、より一層の経営の効率化・健全化に取り組んでいます。

(2) 業務の状況

区 分	令和5年度末	令和4年度末	増減
人口普及率	88.8 %	87.1 %	1.7 %
供用面積	2,451.1 ha	2,404.8 ha	46.3 ha
供用区域内人口	98,389 人	97,095 人	1,294 人
供用区域内世帯	45,312 世帯	44,056 世帯	1,256 世帯
水洗化人口	89,453 人	87,963 人	1,490 人
水洗化世帯	41,192 世帯	39,923 世帯	1,269 世帯
水洗化率	90.9 %	90.6 %	0.3 %
有収水量	10,093,119 m ³	9,682,596 m ³	410,523 m ³

2 経理の状況

(1) 予算執行状況

(単位：千円)

科 目	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	地方公営企業法第26条の規定による繰越額、財源充当（相当）額	予算（相当）額合計	予算執行額
		流用増減額				
営 業 収 益	1,735,804				1,735,804	830,908
営 業 外 収 益	2,555,331				2,555,331	1,200,041
特 別 利 益						1,200
収 益 合 計	4,291,135				4,291,135	2,032,149
営 業 費 用	3,223,496				3,223,496	442,311
営 業 外 費 用	387,924	△ 955			386,969	189,682
特 別 損 失	3,778	955			4,733	4,733
予 備 費	1,000				1,000	
費 用 合 計	392,702	0			3,616,198	194,415
資 本 的 収 入	3,703,998			355,632	4,059,630	74,800
資 本 的 支 出	4,798,553			392,049	5,190,602	2,160,541

予算において、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、当年度分消費税および地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金および繰越利益剰余金処分額で補填します。

(2) 企業債および一時借入金

ア 企業債明細書

(単位：千円)

種 類	借 入 先	件数	借入総額	償還済額	未償還額
下水道事業債	地方公共団体 金融機構	188 件	33,296,200	16,967,169	16,329,031
〃	財務省	35 件	9,928,200	6,527,493	3,400,707
〃	市中金融機関	32 件	13,992,102	5,145,531	8,846,571
〃	独立行政法人郵便貯金簡 易生命保険管理・郵便局 ネットワーク支援機構	7 件	7,235,300	5,532,979	1,702,321
	計	262 件	64,451,802	34,173,172	30,278,630

イ 一時借入金

(単位：千円)

借 入 先	借入総額	償還済額	未償還額
水道事業会計	300,000	0	300,000

3 決算の状況(令和5年度)

(1) 収支の状況

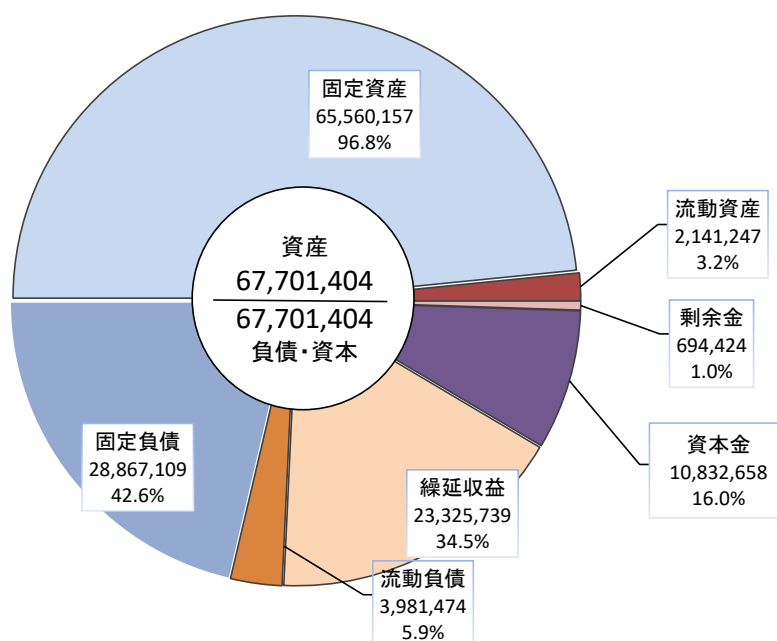
(単位：千円)

科 目	当初予算額	補正予算額 流用増減額	予備費支出額	地方公営企業法第26条 の規定による繰越額、 財源充当(相当)額	予算(相当)額合計	決 算 額
営 業 収 益	1,694,426	2,011			1,696,437	1,713,337
営 業 外 収 益	2,607,328	3,025			2,610,353	2,614,856
特 別 利 益	0				0	1,370
収 益 合 計	4,301,754	5,036			4,306,790	4,329,563
営 業 費 用	3,194,494	15,829 △ 2,575		4,433	3,212,181	3,182,330
営 業 外 費 用	410,112	△ 12,430 2,056			399,738	399,636
特 別 損 失	4,447	361 519			5,327	5,327
予 備 費	1,000				1,000	
費 用 合 計	3,610,053	3,760		4,433	3,618,246	3,587,293
資 本 的 収 入	2,862,113	△ 203,490		481,240	3,139,863	2,772,901
資 本 的 支 出	4,879,596	△ 216,598		522,710	5,185,708	4,781,680

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,008,780千円は、当年度分消費税および地方消費税資本的収支調整額72,540千円、減債積立金取崩額670,000千円、過年度分損益勘定留保資金72,550千円、当年度分損益勘定留保資金1,193,690千円で補填しました。

(2) 財産の状況

(単位：千円)



[参考資料 1]

令和 5 年度

彦根市の健全化判断比率 および資金不足比率

平成 19 年 6 月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」で、平成 19 年度決算から健全化判断比率と資金不足比率の議会報告と公表が義務付けられることとなりました。さらに、平成 20 年度決算からは、早期健全化基準および財政再生基準、経営健全化基準以上の数値となった場合は、財政健全化計画等の策定が義務付けられることとなりました。以下では、各指標の説明と令和 5 年度決算での本市の算定数値を公表します。

令和5年度（2023年度）彦根市の健全化判断比率および資金不足比率

健全化判断比率

（単位：％）

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
算 定 数 値	—	—	7.6	59.0
早期健全化基準	12.00	17.00	25.0	350.0
財 政 再 生 基 準	20.00	30.00	35.0	

公営企業等における資金不足比率

（単位：％）

区 分	算定数値	経営健全化基準
農 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計	—	20.0
病 院 事 業 会 計	—	
水 道 事 業 会 計	—	
下 水 道 事 業 会 計	—	

（１）健全化判断比率

$$\begin{aligned} \text{①実質赤字比率} &= \text{一般会計等の実質赤字額} \div \text{標準財政規模} \\ &= \text{—（赤字無しのため「—」で表記しています）} \end{aligned}$$

「一般会計等」を対象とした実質赤字額の、標準財政規模（標準的に収入できると考えられる「経常一般財源」の大きさ）に対する比率。これが生じた場合、赤字の早期解消を図る必要があります。本市の場合、「一般会計等」とは、「一般会計」と「休日急病診療所事業特別会計」の2つの会計が該当します。

$$\begin{aligned} \text{②連結実質赤字比率} &= \text{連結実質赤字額} \div \text{標準財政規模} \\ &= \text{—（赤字無しのため「—」で表記しています）} \end{aligned}$$

公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額（または資金不足額）の、標準財政規模に対する比率。これが生じた場合、問題のある赤字会計が存在することとなり、赤字の早期解消を図る必要があります。

③実質公債費比率（3か年平均値）

$$\begin{aligned} &= \left[(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金（公営企業等の借金返済のために一般会計で負担する繰出金等）} - (\text{特定財源} + \text{元利償還金・準元利償還金に係る交付税算入額})) \div [\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金・準元利償還金に係る交付税算入額})] \right] \\ &= 7.6\% \end{aligned}$$

「一般会計等」が負担する元利償還金などの、標準財政規模に対する比率。すでに平成17年度決算から採用されており、18%を超えると起債について許可が必要となり、25%を超えると一部の起債発行が制限されます。

④将来負担比率

$$\begin{aligned} &= \left[\text{将来負担額（地方債現在高} + \text{債務負担行為支出予定額} + \text{退職手当支給予定額} + \text{地方公社および損失補償している第三セクター等の負債見込額）} - \left(\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る交付税算入見込額} \right) \right] \div \\ &\quad \left[\text{標準財政規模} - \left(\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る交付税算入額} \right) \right] \\ &= 59.0\% \end{aligned}$$

「一般会計等」が将来負担すべき実質的な負債の、標準財政規模に対する比率。自治体の負債が将来財政をどの程度圧迫するかを示すストック指標となっています。

(2) 資金不足比率

$$\text{資金不足比率} = \text{資金の不足額} \div \text{事業の規模}$$

(農業集落排水事業特別会計) = - (赤字無しのため「-」で表記しています)

(病院事業会計) = - (赤字無しのため「-」で表記しています)

(水道事業会計) = - (赤字無しのため「-」で表記しています)

(下水道事業会計) = - (赤字無しのため「-」で表記しています)

公営企業ごとの資金不足額の、事業の規模に対する比率。本市では、すべての会計において資金不足は生じていません。地方公営企業法適用の公営企業の場合、当期純損失と混同されがちですが、あくまで資金収支の不足に関する指標ですので、注意が必要です。

(3) 早期健全化段階と財政再生段階

健全化判断比率((1)の①～④)のいずれかが早期健全化基準(表を参照)以上の場合には「早期健全化段階」となり、財政健全化計画を定めなければなりません。

財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、都道府県知事への報告、全国的な状況の公表等の規定が設けられています。また、毎年度その実施状況を議会に報告し、公表します。

また、都道府県知事が計画の実施状況から、早期健全化が著しく困難であると認めた場合は、必要な勧告を受けることになります。

さらに、健全化判断比率のいずれかが財政再生基準(表を参照)以上の場合には、「財政再生段階」となり、財政再生計画を定めなければなりません。財政健全化計画と異なる点は、財政健全化計画が知事への報告だけで良いのに対し、財政再生計画では、知事を経由して総務大臣に協議し、その同意を得なければならない点です。また、総務大臣の

同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の起債が認められないことや、財政運営が計画に適合していないと認められる場合、総務大臣から予算の変更等、必要な措置の勧告を受けるなど、厳しい制限を受けることとなります。

早期健全化段階は、自主的な改善努力による財政の健全化を求められる点で、イエローカード段階、財政再生段階は国等の関与により確実な再生へ導かれる点で、レッドカード段階といえます。

また、どちらの段階も、新たに外部監査を受ける必要があります。

（４）経営健全化段階

資金不足比率が経営健全化基準（２０．０％）以上となった公営企業事業は、「経営健全化段階」となり、経営健全化計画を定めなければなりません。

計画策定の手順や、知事の関与などは早期健全化計画と同じになっています。